介護保険料を改定しました

でのひと月あたり5, \mathcal{O} 200円から69, から5, 介護保険料の基準額は 令和6年度から令和8年度 に基づいて決定したもので 8 0 0 円 (年額で67, 600円) 600 昨年ま これ えまで 12 円

す。 計画 ど「明日香村第9期介護保険事業 者数や介護サービス利用見込みな は今後3年間の65歳以上の被保険 改定させていただきました。

町村民税の課税状況や合計所得金 理解とご協力をお願いします。 額等に基づき、 の保険料は、 用できるよう、保険料の納付にご に安心して充実したサービスを利 応じた保険料の設定をしています。 65歳以上の方(第1号被保険者) 介護や支援が必要になったとき 本人および世帯の 別表の所得段階に 市

問い合わせ

健康づくり課

☎54-5550

基準額に対する割合 所得段階 対 象 者 変更後 現行 令和5年度 令和6年度 ○生活保護受給者 軽減対象 軽減対象 0.285 第1段階 ○住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合 0.3 19,800円 20,100円 計が80万円以下の方 軽減対象 軽減対象 ○住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合 第2段階 0.5 0.485 計が80万円を超えて120万円以下の方 33,600円 33,700円 軽減対象 軽減対象 ○住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合 第3段階 0.7 0.685 計が120万円を超える方 47,000円 47,600円 ○本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で本人 第4段階 60,400円 62,600円 の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ○本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で本人 第5段階 67,200円 69,600円 の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方 第6段階 ○本人が村民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満の方 80,600円 83,500円 ○本人が村民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上 第7段階 87,300円 90,400円 210万円未満 ○本人が村民税課税で本人の合計所得金額が210万円以上 100,800円 第8段階 104,400円 320万円未満 ○本人が村民税課税で本人の合計所得金額が320万円以上 第9段階 118,300円 420万円未満 ○本人が村民税課税で本人の合計所得金額が420万円以上 第10段階 132,200円 520万円未満 ○本人が村民税課税で本人の合計所得金額が520万円以上 114,200円 第11段階 146,100円 620万円未満 ○本人が村民税課税で本人の合計所得金額が620万円以上 第12段階 160,000円 720万円未満 第13段階 ○本人が村民税課税で本人の合計所得金額が720万円以上 167,000円

予約

あすかデマンド乗合交通の登録

自宅から停留所までの付き添い

香村在住の方

70歳以上または障がい者で明!

対象者

買い物へでかけてみませんか?

申し込み・問い合わせ) 利用料】 明日香村社会福祉協議会 **☎**54-2740 500E 前店

いずれも13時3分~15時30 ※買い物時間は1時間程度 分

②6月27日 (木) イズミヤ橿原神宮 ①6月12日 (水) キリン堂高取店 日程・行き先

その他、

相談により対応

自宅への商品の運搬 買い物中の見守り

しい 物支援事

留所までの往復、店内での移動等 ド乗合交通の利用や、 をサポートします。 ある方を対象に、 ス 邝 Ī - 等へのお出かけに不 あすかデマン 自宅から停 安

後期高齢者医療保険料率を改定しました

○令和6・7年度の保険料率

後期高齢者医療制度は、皆さまの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。

後期高齢者医療制度では、財政運営 期間を2年間としており、この期間の 医療給付費等の財源に充てるため、次 のとおり保険料率の改定を行いました。

		_		
(現行) 令和4・5年度			(改正後) 台	3和6・7年度
・均等割額	50,500円	=	・均等割額	51,500円
・所得割率	9.93%		・所得割率	10.55%%

※基礎控除後の所得58万円以下の被保険者は10.06%(R6年度のみ)

○保険料賦課限度額の改定

令和6年度から国の基準に合わせて 保険料賦課限度額の改定を行いました。 これにより所得割率が抑制され、中 間所得者の負担軽減が図られています。 ・一人当たり 上限額 66万円 **・一人当たり 80万円**※

※障害認定を除いて、R6.4.1以降に資格取得した被保険者以外 等は73万円(令和6年度のみ)

○保険料の軽減

【保険料均等割額の軽減】

世帯の所得状況に応じて次のとおり均等割額は軽減されます。

- ●65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、 軽減判定されます。
- ●軽減判定は4月1日(4月2日以降に新たに加入した場合は加入した日)の世帯状況で行います。

対象者の所得要件	均等割の軽減割
(同一世帯内の被保険者と世帯主の 総所得金額等の合計額) ※ 1	令和6・7年度
基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	フ割
基礎控除額(43万円)+29.5万円×(被保険者数)+10万円 ×(給与所得者等の数※2-1)以下	5割
基礎控除額 (43万円) + 54.5万円×(被保険者数) + 10万円 ×(給与所得者等の数※2-1)以下	2割

- ※1 軽減の基準となる「10万円×(給与所得者数等の-1)」は世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。
- ※2 一定の給与所得がある方または公的年金等の所得がある方

○令和6年12月2日に従来の保険証は廃止されます。12月2日以降はマイナ保険証をご利用ください。 【問い合わせ】 住民課 ☎54-2282

【申し込み・問い合わせ】 名・電話番号・スマートフォンの 種別(アンドロイドまたはアイフォ での法人 電子自治体アドバ マー・クラブ イザー・クラブ イザー・クラブ 月~木曜日:10時~16時 月~木曜日:10時~16時

・受付:12時3分~13時 ・関付:12時3分~13時 ・講座:13時~15時3分 「対象者」 明日香村在住の方 「対象者」 明日香村在住の方 「定員」 20名 (先着順)

)4回目:7月2日(月) L L 基本アプリ(電話、 基本操; 使い方、 カメラ、 NE(2)(スタンプ、グル NE(1)(基本設定、 7 月 18 日 7月8日 QRコード) 文字入力、 設定(ボタン操 (木) 月 住所録、 各種設定 作

スマホ講座

マ

トフォンをお持ちの

方は

回目:7月4日

•

参

加ください

国民健康保険税の税率が変わります

■改正理由

国民健康保険は、病気や怪我をした時に備えて、加入した人たちがお金を出し合い、安心して医 療を受けられるようにするための助け合いの制度で、被保険者一人ひとりが納める保険税と国や県 などが支出する公費で運営されています。

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 | が平成27 年5月に成立し、国民健康保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月からそれまでの 市町村に加え、奈良県も国民健康保険制度を担うことになりました。

奈良県では国による国保改革に先駆けて県内市町村と連携し、令和6年度からの県内市町村保険 水準統一に向けた取組を進めてきました。その結果、奈良県では下記のとおり保険税の税率を改定 することとなりましたので、ご理解とご協力をお願いします。

■改正内容

税額計算の基礎となるもの		平成30年度	令和6年度	沙正内 宓
		改正前	改正後	改正内容
医療分	所得割率	7.82%	7.64%	-0.18%
	均等割額	加入者1人当たり	加入者1人当たり	
		31,000円	27,600円	-3,400円
	平等割額	一世帯当たり	一世帯当たり	
		23,800円	20,000円	-3,800円
	課税限度額	65万円	65万円	据え置き
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.50%	3.27%	+0.77%
	均等割額	加入者1人当たり	加入者1人当たり	
		10,200円	11,500円	+1,300円
	平等割額	一世帯当たり	一世帯当たり	
		7,800円	8,400円	+600円
	課税限度額	2 2 万円	2 2 万円	据え置き
介護納付金分 (40歳から64歳)	所得割率	3.00%	3.03%	+0.03%
	均等割額	加入者1人当たり	加入者1人当たり	
		20,400円	16,900円	-3,500円
	課税限度額	17万円	17万円	据え置き

■保険税軽減範囲が拡大されます

令和6年度から低所得世帯の軽減判定所得額が以下のとおり変更になります。

軽減割合	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
7割軽減	「基礎控除額(43万円)を超えない世帯
5割軽減	「基礎控除額(43万円)+ 29万5千円 ×世帯の被保険者数」を超えない世帯
2割軽減	「基礎控除額(43万円)+ 54万5千円 ×世帯の被保険者数」を超えない世帯

※軽減判定は4月1日の世帯の状況で行います。

各加入世帯の国民健康保険税の税額は、7月中旬にお届けする納税通知書でお知らせします。

○令和6年12月2日に従来の保険証は廃止されます。12月2日以降はマイナ保険証をご利用く ださい。

【問い合わせ】 住民課 ☎54-2282

個人住民税の定額減税が行われます

日本経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。 個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

【対象となる方】

○前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

【減税額】

- ○本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円(配偶者特別控除、専従配偶者、専従者を除く)
- ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
- ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において 1万円の定額減税が行われます。

【徴収方法(令和6年度分)】

①給与所得に係る特別徴収(給与所得者の方)

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分~令和7年5月分の11か月で均されます。

②普通徴収 (事業所得者等の方)

定額減税「前」の税額をもとに算出された第 1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、 控除しきれない場合は、第2期分(令和6年9 月分)以降の税額から、順次控除されます。

③公的年金等に係る所得に係る特別徴収 (年金所得者の方)

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

(定額減税の対象となる方)

①給与所得に係る特別徴収(給与所得者の方)



②普通徴収 (事業所得者等の方)



③公的年金等に係る所得に係る特別徴収(年金所得者の方)



【その他】

- ○減税額については、納税通知書の裏面または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- ○定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減 税されます。
- ○減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。給付金の詳細は 内閣官房ホームページ 「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
 - (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html)
- ○所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。(https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm)

【問い合わせ】 住民課 ☎54-2282

個人住民税の税制改正

知 5 せ

森林環境税(国税)と個人住民税均等割の税額				
税目	令和5年度まで	令和6年度以降		
村民税 均等割額	3,500円 (注1)	3,000円 (注1)		
県民税 均等割額	2,000円 (注1) (内500円は奈良県 森林環境税)	1,500円 (注1) (内500円奈良県森 林環境税)		
森林環境税 (国税)	_	1,000円		
合 計	5,500円	5,500円		
(注1) 東口木士雪災からの復興に関し防災族等に必要が財源				

の確保のため平成26年度から令和5年度まで均等割額が 1,000円引き上げられています。(村民税500円、県民税

②上場株式等の配当所得等に係る 課税方式の選択等の見直し

異なる課税方式を選択が可能とさ ※扶養控除や配偶者控除の適用、 を一致させることになりました。 れてきましたが、令和6年度から いて、所得税と村県民税において 所得等に係る所得の課税方式につ 上場株式等の配当所得および譲渡 でる場合があります。 保険料の算定基準などに影響が 村県民税が特別徴収されている 所得税と村県民税の課税方式

です。

創設されました。国内に住所を有

に必要な財源を確保する観点から

森林環境税

(国税)

の課税

森林環境税とは、

森林の整備等

する個人に対して課税される国税

0円が課税されます。

等割額と併せて1人年額1.

0

令和6年度から個人村民税の均

③国外居住親族に係る扶養控除等 の見直し

5年度で終了します。

基づき、平成2年度からの均等割

000円の引き上げが令和

また東日本大震災復興基本法に

対象外になりました。ただし、 70歳未満の親族が扶養控除の適用 厳格化され、原則として30歳以上 対象となる国外居住親族の要件が 下の方は扶養控除等の対象とする ことができます。 令和6年度から、扶養控除等の 以

②障がい者 ①留学により国内に住所および 所を有しなくなった者 居

③その納税義務者から前年におい ための支払を38万円以上受けて て生活費または教育費に充てる

者控除を受けるための要件につい なお、 国外居住の配偶者が配偶

いる者

ては変更ありません。 問い合わせ 住民課 **☎**54-2282

玉 民年金のお知らせ

不審な電話にご注意ください 日本年金機構職員を装った

預貯金口座番号などをお聞きする 様の年金受給額や同居人の有無、 の操作を誘導することもありませ ことはありません。また、ATM 日本年金機構では、 電話でお客

号ではなく必ず年金事務所の代表 電話にかけ直してください。 で回答せずに、相手の言う電話番 不審な点がある場合は、 その場

問い合わせ

42-0033 桜井年金事務所

防火訪問を行います 女性消防団による

り暮らし高齢者の方等を対象に「防 火訪問」を実施します。 明日香村女性消防団によるひと

はじまります 吉野川分水の通 が

①吉野川分水施設の用水路・樋門 利施設にむやみに近づかないで (ひもん)・ゲート等の農業用水 ください。

③村内の河川(飛鳥川、百貫川、 ②水路内へ汚物、 び、水泳、魚釣り、土木工 は十分注意してください。 増減が予想されますので、水遊 戒外川、中の川、高取川、 草等を投げ込まないでください。 桧前川等) は急激な流量の 木片、 石、ゴミ、 平田 事等

問い合わせ

☎22-2052 大和平野土地改良区

訪問日

対象地域 6月21日 9時~15時頃

高市地区の独居・ 高齢者世帯等

問い合わせ 総務財政課

☎54-2001

当番だった いこはんの

飞瓜10穹先生

17:30

MEAT

お迎えだね 保育園の

今日はいんだ!

家族みんなの

できるよ

りくって みんなで

輝けるが 社会を

ことだから

お先に

失礼します

お父さんと

ありがとう

がんばるね 資格試験 ふたりとも

2024年台湾東部沖地震 救援金を受け付けます

が報告されています。 4の地震により、台湾全域で被害 おいて発生したマグニチュードフ 日本赤十字社では、台湾赤十字 4月3日に台湾の東部沖沿岸に

救援金の受付を開始しました。 よび防災減災事業を支援するため、 組織が行う救援、復興支援活動お 奈良県支部でも、左記のとおり

くお願いします。 義援金を受付しています。 皆さまの温かいご支援をよろし

「2024年台湾東部沖地震

受付期間

6 月 28 日 金

振込先)

〇銀行振込

N 0. 座 南都銀行/南支店/普通 363991

※南都銀行窓口には、日本赤十字 を設置しています。 社奈良県支部宛の専用振込用紙 日本赤十字社奈良県支部

※備考欄に「2024年台湾東部 ※三井住友銀行、三菱UFJ銀行、 の振り込みは、日本赤十字社奈 良県支部のHPをご覧の上、 みずほ銀行、ゆうちょ銀行から 沖地震」と明記してください。 振

問い合わせ

込先をご確認ください。

健康づくり課

54-5550

まで

消費生活相談から

解約忘れに注意しましょう使っていないサブスクの

《事例》 パソコンの操作方法を調べる

は解決したが、それ以降、 登録し、クレジットカードを決できる有料サイトにトライアル ためにネット上で専門家に相談 済手段として入力した。 代金は500円だった。質問 毎月

カ月後に気付いた。 ンできない。 した情報を忘れてしまいログイ 解約したいが、 契約時に入力

(70歳代)

《アドバイス》

)サブスクリプション(以下「サブ ドの登録が必要で、トライアル サブスクは、トライアル(お試し) 期的に支払うことで、一定期間、 スク」という。)とは、定額を定 に定額サービスに移行し、支払 期間内に解約しなければ自動的 を申し込む際にクレジットカー ができるサービスです。 商品やサービスを利用すること が続きます。 申し込む前にH

> よく確認しましょう。 Pなどで利用規約や解約方法を

- 解約は、事業者の定める方法で れないようにしましょう。 ド等が必要な場合があるので忘 申し込み時に登録したパスワー 手続きを行う必要があります。
- にすぐ気づけるように、クレジッ利用していないサブスクの請求 ましょう。 トカード等の明細は毎月確認し
- 能です。 りごとがある際はご相談ください。 話勧誘など消費生活に関するお困 クーリング・オフのお手伝いも可 い、不本意な契約、訪問販売や電)消費生活相談を実施しています。 お店や通販の商品に納得できな

約5千円がクレジットカードか

ら引き落とされていることに数

および、事業者等団体からの相※個人間のトラブルに関する相談 談はお受けできません。

相談日時

【場所】 役場 相談室中始を除く。) 13時~16時 毎週火曜日(祝日および年末年

問い合わせ

- 明日香村消費生活相談窓口
- 54-2282
- 相談日時以外でお急ぎの方は消 費者ホットラインへ
- **1** 8 8
- *奈良県消費生活センター等につ ながります。

お 知 5 せ

6月1日は 人権擁護委員の日

法に基づいて、人権相談を受けた をしている民間の方々です。 `人権の考えを広めたりする活動 人権擁護委員は、人権擁護委員

うに擁護していくことが望ましい 地域の中で人権が侵害されないよ 国に例を見ない制度です。 という考えから創設された、諸外 同委員制度は、人権思想を広め、

村で活動しています。 大臣から委嘱され、全国の各市町 現在、約14,000人が法務 **八権擁護委員法が昭和24年6月**

毎年6月1日を「人権擁護委員の 1日に施行されたことを記念して、 旦」と定めています。

お気軽にご相談ください。 悩み事があればひとりで悩まず

人権擁護委員の特設相談

日時 場所 6月6日(木)13時~15時 中央公民館

問い合わせ

54-2282

※通常の相談日は毎月第2木曜日 で、時間・場所は同じです。

奈良県立万葉文化館 からのお知らせ

清展 特別展「生誕110年 水の心象」 佐藤太

界を作品で展観します。 き出した「水」に関する作品に着目 し、約70年の画業における心象世 佐藤太清が生涯にわたり多数描

5月18日 (土)~7月7日

観覧料

800円

高校・大学生 500円

関連イベント

小・中学生

300E

ミュージアムコンサート まれたファッションをまとってー 太清絵画と音楽―絵画世界から生 (無料・申込不要)

6月9日(日

14時~15時30分 (開場13時30分)

諸岡由美子氏(チェロ)

休館日

トークゲスト) 岩崎宇紀氏(電子チェンバロ)

開館時間

月曜日 (祝日の場合は翌平日

10時~17時30分(入館は17時まで)

安田晴美氏(美術史家・福知山 小渕暁子氏(デザイナー

150名 (先着順

市佐藤太清記念美術館顧問

募お

知らませ

万葉集をよむ

1432~1440番歌)] 「春の雑歌 (ぞうか) (3) (巻8

日時

講師 定員 6月2日(水)1時~15時3分 150名(予定) 中本 和(当館主任研究員

ノ視聴のみ要事前申込 会場参加は申込不要・オンライ

イベント)

※地域の単位は、「集落単位」を想

6月9日 (日) まで開催中 にぎわいフェスタ万葉 春

|万葉タイムトリップラリー(無料|

日時 6月9日(日)

13時30分~15時 10時30分~正午

※詳しくはHPをご覧ください。

問い合わせ

☎54-1850 奈良県立万葉文化館



さい。

問い合わせ

観光農林推進課

☎54-9020

募集します 地域計画策定地 域を

地域計画とは

標地図)を示したものです。 後の農地利用の姿を示した地図(目 図 (現況地図) ③1筆ごとに、10年 現在の農地利用の状況を示した地 ありかた」の計画書②1筆ごとに、 を重ねて、①地域農業の「将来の ように、地域の皆さまで話し合い 地域の農地を適切に利用できる

題を解決するため、集落ごとに幅 体となった「地域計画」の作成を進 場」を設置し、地域の関係者が一 広い方々が参加する「話し合いの めています。 定しています。 地域での農業に関する様々な課